

免税軽油制度の期限延長

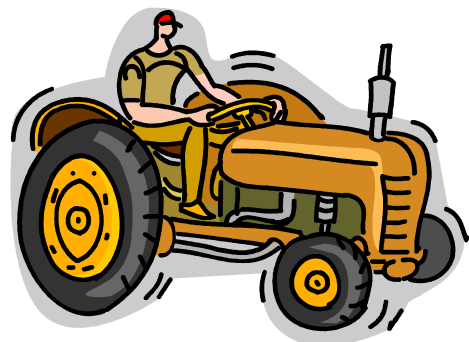
- **免税軽油に係る課税免除措置が、
令和6年3月31日まで3年延長になりました。**
- ただし、次の用途に係る課税免除措置については、対象が中小事業者等[※]に限定されることになりました。
 - ・ 鋳さいバラス製造業を営む者が使用する機械の動力源の用途
 - ・ 廃棄物処理事業のうち産業廃棄物処分業を営む者が使用する機械の動力源の用途
- 次の用途に係る課税免除措置については、今回、廃止されました。
 - ・ 木材加工業のうち木材注薬業を営む者が使用する機械の動力源の用途
- **令和3年3月31日以前に交付を受けた免税軽油使用者証の有効期限は、「令和3年3月31日まで」から
「交付を受けた日から3年を経過する日まで」
となります。**

まだ使用者証の表示の訂正を受けていない方は、免税証の交付申請の際、あわせて、使用者証の表示の訂正を受けてください。

(表示の訂正の手数料は不要です。)

詳しくは、地域県民局県税部に
お問い合わせください。

(問合せ先は裏面をご覧ください。)



各地域県民局県税部の問合せ先

東青地域県民局県税部 課税第一課

(代表) 017-722-1111 内線6609
(直通) 017-734-9976
〒030-8530
青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟内

中南地域県民局県税部 課税第一課

(代表) 0172-32-1131 内線378
(直通) 0172-32-4341
〒036-8345
弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎内

三八地域県民局県税部 課税第一課

(代表) 0178-27-5111 内線210
(直通) 0178-27-4455
〒039-1101
八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎内

西北地域県民局県税部 課税課

(代表) 0173-34-2111 内線208
(直通) 0173-34-3141
〒037-0046
五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎内

上北地域県民局県税部 課税課

(代表) 0176-22-8111 内線209
(直通) 0176-23-4241
〒034-0093
十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎内

下北地域県民局県税部 課税課

(代表) 0175-22-8581 内線207
(直通) 0175-22-3105
〒035-0073
むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎内